

平成23年5月臨時会

議案説明資料

教育委員会

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月17日専決) (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月18日専決) (5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月18日専決) (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月18日専決) (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年4月13日専決)	人権教育課 人権教育課 人権教育課 人権教育課 小中学校課	1~5
第2号	長期継続契約の締結状況について	教育総務課 教育環境課 高等学校課 家庭・地域教育課 図書館 人権教育課 博物館	6~7

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月17日専決)</p>																	
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者及び連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (米子簡易裁判所平成22年(ハ)第1219号及び第1220号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において米子簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の要旨</p> <table border="1" data-bbox="379 891 1377 1608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>訴訟の概要</th> <th>和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>西伯郡大山町内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td>① 相手方は、385,702円(内訳進学奨励資金の未返還額378,752円、支払督促申立手続費用4,950円、追納手数料2,000円)を平成23年5月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ(最終支払月にあつては5,702円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 和解の理由 次の理由から、米子簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。</p>			区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	西伯郡大山町内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、385,702円(内訳進学奨励資金の未返還額378,752円、支払督促申立手続費用4,950円、追納手数料2,000円)を平成23年5月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ(最終支払月にあつては5,702円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要																
相手方	西伯郡大山町内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左																
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。																
額	未返還金全額	同左																
返還方法	一括返還	① 相手方は、385,702円(内訳進学奨励資金の未返還額378,752円、支払督促申立手続費用4,950円、追納手数料2,000円)を平成23年5月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ(最終支払月にあつては5,702円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月18日専決)		
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者及び連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (鳥取簡易裁判所平成22年(ハ)第1063号及び第1069号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨		
	区分	訴訟の概要	和解の概要
	相手方	八頭郡八頭町内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、379,034円(内進学奨励資金の未返還額369,984円、支払督促申立手数料7,050円、追納手数料2,000円)を平成23年4月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては9,034円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	(2) 和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月18日専決)																
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者及び連帯保証人)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (倉吉簡易裁判所平成22年(ハ)第386号貸金請求事件) (2) 訴訟の過程において倉吉簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、532,071円(内訳進学奨励資金の未返還額523,121円、支払督促申立手続費用5,950円、追納手数料3,000円)を平成23年4月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては2,071円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、532,071円(内訳進学奨励資金の未返還額523,121円、支払督促申立手続費用5,950円、追納手数料3,000円)を平成23年4月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては2,071円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、532,071円(内訳進学奨励資金の未返還額523,121円、支払督促申立手続費用5,950円、追納手数料3,000円)を平成23年4月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ(最終支払月にあつては2,071円)県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解の理由 次の理由から、倉吉簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成23年3月18日専決)	
提出理由	1. 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者 (借受者及び連帯保証人) に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (米子簡易裁判所平成22年(ハ)第1156号及び第1157号貸付金請求事件) (2) 訴訟の過程において米子簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。	
及び概要	2 概要 (1) 和解の要旨	
	区分	訴訟の概要
	相手方	西伯郡伯耆町内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。
	額	未返還金全額
	返還方法	一括返還
		和解の概要
		同左
		未返還金を分納する。
		同左
		① 相手方は、376,550円 (内 進学奨励資金の未返還額369,600円、支払督促申立手数料4,950円、追納手数料2,000円) を平成23年5月から全額返還するまでの間、毎月月末までに5,000円ずつ (最終支払月にあつては1,550円) 県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、1万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	(2) 和解の理由 次の理由から、米子簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年4月13日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同項第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 日野郡日南町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金94,017円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成22年12月9日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字八橋地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県教育委員会事務局小中学校課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方不注意により、前方で停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

部局名 教育委員会

報告第2号
[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品 保守	電話設備	1式	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	3,092,250	平成23年7月1日 ～平成28年8月31日	鳥取県立境港総合技術高等学校他1所属
2	高等学校課	物品 保守	プリンター スキャナー	1式	鳥根県松江市白濁本町63番地 山陰総合リース株式会社	514,080	平成23年3月1日 ～平成27年2月28日	鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
3	高等学校課	物品 保守	プリンター	1台	鳥根県松江市白濁本町63番地 山陰総合リース株式会社	230,832	平成23年4月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県教育委員会事務局 高等学校課
4	図書館	物品	デスクトップパソコン	1式	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛連堂	21,000	平成23年3月1日 ～平成23年7月31日	鳥取県立図書館
5	人権教育課	物品	フлакシミリ	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	214,200	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	鳥取県教育委員会事務局 人権教育課
6	博物館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	247,440	平成23年4月15日 ～平成27年4月14日	山陰海岸学習館
7	中部教育局	物品 保守	ノートパソコン 液晶プロジェクター	1式	米子市西三柳2864番地16 株式会社ケイズ	55,860	平成23年2月1日 ～平成24年3月31日	鳥取県教育委員会事務局 中部教育局
8	船上山少年自然の家	物品 保守	印刷機	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	453,600	平成23年4月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県立船上山少年自然の家
9	大山青年の家	物品 保守	印刷機	1台	米子市西三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	362,880	平成23年4月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県立大山青年の家
10	倉吉農業高等学校	物品 保守	複合機	3台	米子市西三柳328番地 株式会社ケー・オー・エイ	月当たり賃借料 14,900円 及び使用1枚当たり 黒 1.15円 2色 9.8円 カラー 29.87円	平成23年4月1日 ～平成24年4月30日	鳥取県立倉吉農業高等学校

長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	高等学校課	物品	マークシートリーダー	3台	米子市西三柳2864番地16 株式会社ケイズ	平成18年9月13日	契約期間 平成18年7月1日 ～平成23年3月31日 契約金額 2,184,525円	契約期間 平成18年7月1日 ～平成23年9月30日 契約金額 2,232,405円